

県南広域振興局長告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和3年8月27日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 第2工区 北上市町分18地割32番3の一部、78番3の一部、78番4、78番5、79番1、79番3、80番1、80番2、81番1、81番2、82番1、82番2、82番3、82番4、84番1、84番2、84番3、84番5、85番1、85番2の一部、86番1、86番2、86番3の一部、86番4の一部、87番の一部、88番3、89番1、95番5の一部、98番1、99番、100番、101番1、101番2、101番3、101番4、102番1、102番2、103番、104番1、104番2、104番3、105番1、105番2、105番3、105番4、105番5、106番1、106番2、106番3、107番1、107番2、107番3の一部、107番6、107番7、107番8、108番1、108番2、109番1及び109番3並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市大曲町2番24号 株式会社中央開発